

令和7年度 柏崎市立鯨波小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいじめ類似行為とし、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。（新潟県いじめ等の対策に関する条例）

以下、いじめ及びいじめ類似行為を「いじめ等」という。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ等の対策のための組織

いじめ等の対策に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、その他の関係する職員等による「いじめ不登校対策委員会」を設置して、同委員会を定期的開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめ等の未然防止の取組

(1) わかる授業づくり

- ① 校内研修に基づくわかる授業の実践
- ② 基礎的・基本事項の徹底習得

(2) 道徳教育の充実

- ① 「いじめ等を行ってはならない」「いじめ等は決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- ② 人権意識・自尊感情を育む活動の充実
- ③ 学習参観日における全校一斉道徳授業の実施

(3) 特別活動の充実

- ① 委員会活動や児童会行事をはじめとする、児童を主体とした諸活動の計画・運営の推進
- ② 学校生活改善のための活動の重視

(4) 体験活動の充実

- ① 仲間と力を合わせる活動と、お互いのよさを認め合うことのできる場の設定
- ② 他者評価による自己有用感を高める取組（メッセージカード）
- ③ 地域での奉仕活動（地下道清掃、ありがとうの花）や自然体験活動（海、川）の実施

(5) 学級経営の充実

- ① 話し合い活動、学級会、協力し合う活動、よいと判断したことを自ら実践する活動の工夫
- ② 一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくり
- ③ 児童の居場所づくり・絆づくりを大切に温かい学級経営

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握
- ② 児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動の実施

4 いじめ等の早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめ等を早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を毎月実施する。
アンケートの結果は、学年別のファイルで5年間保存する。

(2) 教育相談の実施

アンケート調査の結果をもとに、随時行う。全校児童を対象とした教育相談は、年2回実施する。

(3) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

5 いじめ等に対する対応

- 教職員は、いじめ等に関する相談を受けた場合、またはいじめ等と思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- 校長は、速やかにいじめ不登校対策委員会を開催し、いじめ等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめ等と認知した場合は教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- いじめ等の事実が確認された場合は、いじめ等をやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめ等を受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめ等を行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。
- 校長は、必要があると認めるときは、いじめ等を行った児童について、いじめ等を受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめ等を受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- いじめ等が「解消している」状態と判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。
 - ・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われているものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ不登校対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し、初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつごろから)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、予め調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめた児童等に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。

- ・いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡等の場合）
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

(1) いじめ等の対策に関する教職員研修の実施

いじめ等の対策（いじめ等の未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方等、いじめ等の対策に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ等の防止に関する保護者学習会（説明会）の実施

PTAの総会を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ等防止に関して保護者に協力いただきたいこと等を学習（説明）する機会を設け、いじめ等の防止に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ等防止の年間計画

「いじめ不登校対策委員会」が中核となって行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。【別表；いじめ防止等のための年間計画】

9 学校評価と基本方針の検討等

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容について評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する等の工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめ等を防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ等防止の取組を推進するための広報に努める。

令和7年4月 策定

月	主な学校行事	いじめ防止に関する取組		
		未然防止	早期発見	その他
4	ながらパトロールさんとの顔合わせ 学習参観・学校説明会 PTA総会・学級懇談会 フラワーグループ発足式 家庭位置確認 校内支援委員会	(いじめ不登校対策について保護者への説明と啓発) ながらパトロールさんとの顔合わせ 分かる授業に向けた校内研修(知プロ) 学級懇談会	学級懇談会 生活アンケート	学校いじめ防止基本方針および不登校対応マニュアルの確認(職員会議) 学校いじめ防止基本方針について保護者への説明(PTA 総会) 悩み相談窓口の紹介
5	学区民合同大運動会	メッセージカードの取組(運動会)	生活アンケート	
6	自然教室(5・6年) くしら絆集会	人権教育、同和教育に関する全校一斉道徳授業公開 くしら絆集会 学級内で、互いのよさを認め合う活動	いじめアンケート① 全校教育相談	いじめ見逃しゼロ強調月間
7	個別懇談		個別懇談 学校評価アンケート 生活アンケート	悩み相談窓口の紹介
8	自然体験活動(海)	自然体験活動振り返り		
9	地下道清掃 親善陸上大会(6年)		生活アンケート	
10	前期終業式 後期始業式 持久走記録会 就学時健康診断	めあてカードの取組(学習発表会)	生活アンケート	
11	学習発表会 小学校親善音楽会 くしら会祭		いじめアンケート② 全校教育相談	いじめ見逃しゼロ強調月間
12	人権週間講話 個別懇談	人権週間講話 メッセージカードの取組(くしら会祭)	個別懇談 学校評価アンケート 生活アンケート	人権週間 悩み相談窓口の紹介
1	三中入学説明会		生活アンケート	
2	体験入学 創立記念日 新委員会発足 フラワーグループ解散式	創立記念講話 なわとび大会 学級懇談会 新委員会発足	生活アンケート 学級懇談会	
3	6年生を送る会 学級懇談会 後期終業式 卒業証書授与式	6年生ありがとう週間	生活アンケート	悩み相談窓口の紹介
日常の取組		一人一人を大切に学級経営 道徳教育の充実 社会性の育成 あいさつ運動 全校集会での講話	毎日の児童の観察 記録の蓄積 毎週の情報交換会	三中校区小中一貫教育の取組 委員会による自治的取組 地域及びPTAの防犯パトロール 交通安全推進委員長、ながらパトロールさんによる登下校時の見守り

学校の相談窓口

○柏崎市立鯨波小学校電話番号 0257-22-2389

「資料」

新潟県のいじめ相談

- ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・相談者が望めば、学校への働き掛けも可能です。

○24時間子供SOSダイヤル(無料) 0120-0-78310 (毎日24時間、相談できます。)

○新潟県いじめ相談電話 025-285-1212

○生徒指導課いじめ対策室 025-280-5124 (平日8:30~17:15)

○新潟県いじめ相談メール ijime@mailsoudan.org (平日8:30~17:15)

県立教育センターのいじめ相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。

☆電話相談

○いじめ・不登校等悩み事相談テレホン9:10~16:00(平日) 025-263-4737

☆来所相談・電話相談

○県立教育センター教育相談 9:00~17:00(平日) 025-263-9029

法務局のいじめ相談

- ・いじめ・体罰・虐待・差別等、人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員・法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査等を行います。

☆電話・面接相談 8:30~17:15(平日)

○みんなの人権110番(全国共通ナビダイヤル) 0570-003-110

○子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル) 0120-007-110

○女性の人権ホットライン(全国共通ナビダイヤル) 0570-070-810

○柏崎支局 0257-23-5226

☆メール相談窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

警察の相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。

○長岡少年サポートセンター 8:30~17:15(平日) 0258-36-4970

○柏崎警察署 24時間対応(平日夜間・土・日・休日は当直員が対応) 0257-21-0110

児童相談所の相談

- ・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題等について相談に応じます。

☆子ども・女性電話相談

○子ども・女性電話相談 9:00~22:00(年中無休) 025-382-4152

☆電話・面接(予約制)相談

○長岡児童相談所 8:30~17:15(平日) 0258-35-8500